

資料 6

LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）の性能規定化対応に係る改正について（案）

平成19年6月20日
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 改正の趣旨

- (1) 原子力安全・保安院が平成19年度中の施行を予定しているバルク関係省令の性能規定化との整合を図るべく、LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）（以下「青本」という。）のバルク関係部分の内容を見直すもの
- (2) 性能規定化された省令に照らして十分な保安水準を確保できる具体的措置例の追加を行うもの（例示基準以外の内容を含む。）
- (3) その他、用語の整理等、性能規定化に伴わない追加・修文等

2. 改正内容（性能規定化対応案）の概要

- (1) 性能規定化に伴う修正
原子力安全・保安院が平成19年度中の施行を予定しているバルク関係省令の性能規定化に併せ、内容の見直しや性能規定化された省令に照らして十分な保安水準を確保できる措置等の例を追加したもの。
○現時点で保安院より報告を受けた省令(案)及び例示基準(案)に基づき新たに追加又は改正した内容 → 【資料7-1～7-4中、下線+網掛けした部分】
- (2) 用語の整理や性能規定化に伴わない内容追加・修文
→ 【資料7-1～7-4中、下線のみで示す部分】

3. 検討経緯

- ①平成18年 5月 9日：第1回バルク関係基準分科会
○性能規定化対応案の作成方針の確認
- ②平成18年 6月27日：第2回バルク関係基準分科会
○第1次原案の審議
- ③平成18年 8月 8日：第3回バルク関係基準分科会
○第2次原案の審議
- ④平成18年10月 3日：第4回バルク関係基準分科会
○分科会で審議した後、書面投票を実施しバルク関係基準分科会の承認を得た。
- ⑤平成18年10月の書面投票以降：バルク関係省令の性能規定化の動向を見極めた後、LPガス設備設置基準等検討分科会で審議する方向で調整することとした。この間、事務局においては、書面投票により決議した性能規定化対応案をベースにし、原子力安全・保安院から報告を受けている最新の省令(案)及び例示基準(案)に対応した基準内容となるよう、再度見直しを行うとともに、必要に応じて新規追加事項等についても検討を行い、

見直し結果等に基づく性能規定化対応案を作成した。

⑦平成19年5月23日：第1回バルク関係基準分科会

- 1) 性能規定化対応案の承認
- 2) 今後、省令等の公布により、省令等の内容に変更が発生した場合の対応を次のとおりとすることについての承認
 - イ. 条項号の番号やKHKS0739の年号については、事務局一任で適宜修正する。
 - ロ. 省令及び例示基準から削除された内容については、事務局一任で適宜修正する。
 - ハ. 省令及び例示基準に係る技術的内容の修正が生じ、本案との齟齬が生じた場合、事務局は主査と相談の上、その対応について検討する。

⑧平成19年5月24日：第1回LPガス設備設置基準等分科会

- 1) 性能規定化対応案の承認
- 2) 今後、省令等の公布により、省令等の内容に変更が発生した場合の対応を上記⑦と同様とすることについての承認

4. 今後のスケジュール

- ①性能規定化された省令及び例示基準は未だ公布されていないため、今後内容が変更される可能性がある。このため、変更された省令等の内容に応じて本案の修正を行わなければならないケースも今後発生するものと考えられる。
- ②上記2. の(1)に記載した本案の内容に関する部分については、KHKが実施した委託調査事業において検証した結果に基づくものであり、内容そのものに技術的な問題があるものではない。また、上記1. に記載したとおり、今回改正する青本の内容は、性能規定化された省令と同時施行を行う必要があるものが含まれている。以上のことから、本案の内容をもって、液化石油ガス規格委員会での書面投票による採決を行う。
- ③一方、書面投票に付された議案に対する内容の変更については、規格委員会規程第19条第4項の規定に基づき次の対応が必要となる。
 - 1) 技術的内容の変更を行う場合は、再度書面投票による採決を必要とする。
 - 2) 編集上の修正を行う場合は、挙手又は書面投票による再度の採決を必要とする。
- ④このため、今後のスケジュールについては、省令等の変更により本案の内容を修正する必要が生じた場合の対応を含め、次のとおりとする。
 - 1) 本案の内容で書面投票を実施する(実施期間15日間)
 - 2) 液化石油ガス規格委員会で承認後パブリックコメントを実施(1ヶ月間)

なお、これら基準承認後の施行時期については、省令の公布・施行時期を考慮する。

また、省令等の規定内容の変更に伴い、本案の修正が必要となった場合は、バルク関係基準分科会及びLPガス設備設置基準等分科会の主査とその対応について検討し、その検討結果を以て事務局で修正案を作成する。その後、規格委員会規程第19条第4項の規定に基づく書面投票に付すこととする。